

令和8年度～令和10年度「艦船（FFM）の検査・修理等工事」の
契約希望者募集要項

（代表公募実施権者）

分任支出負担行為担当官代理

海上自衛隊補給本部経理部契約課長

（連名公募実施権者）

分任支出負担行為担当官

横須賀、呉、佐世保、舞鶴地方総監部経理部長

大湊地区総監部経理部長

令和8年度～令和10年度「艦船（FFM）の検査・修理等工事」の契約について公募を実施しますので、応募希望者は、下記に基づき資料等の提出をお願いします。

記

1 調達品目等

- (1) FFMの技術補給支援業務委託
- (2) FFMの検査・修理支援
- (3) FFMの検査修理（定期検査、入きよを伴う年次検査）
詳細については別紙第1のとおり。

2 応募希望者の資格

応募できる事業者は、次に掲げる事項の全てに該当する事業者とします。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）
第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者
- (7) 令和07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加資格を有するか、申請中である者又は経営の規模及び経営の状況がそれと同等である者。なお、申請中に応募した場合は資格決定後、速やかに資格審査結果通知書（写し）を提出すること。

(8) 共通事項

本公示の募集区分における各合格事業者と相互に連携ができるほか、次のとおり。

ア 補本公示08-3第1号から08-3第3号（令和7年12月24日）及び各地方総監部が実施する公募に合格している又は合格している事業者と連携ができること。

イ 秘密を取り扱う場合は、秘密に属する文書、図面及び物件を保管できる設備を有し、秘密を取り扱う関係者については、秘密保全上支障のないことを当該応募者が確認した者を充てることができる者

ウ 武器を取り扱う場合は、応募する現在において武器等製造法の認可を受けているか、契約履行時確実に認可を受けられる者

エ 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。

オ 本事業の一部を下請企業に委託する場合は、委託させる業務に応じて必要な項目を満たすこと。

(9) 個別事項（技術補給支援業務委託）

造修整備に関するデータを一元的に管理した上で、次の事項を実施できること。

ア 官民及び民間において、適切な情報セキュリティの下、情報共有できること。

イ 建造コンセプトに基づく品質管理、形態管理ができること。

ウ 装備品、設計、検査、修理に係る情報を保有又は入手できること。

エ 信頼性中心整備（RCM）に関する知見を有し、艦艇やその搭載機器に対

して整備計画分析（MPA）を実施できること。

オ 定期検査等の工事要領を策定できること。

カ 装備品の故障復旧に関する情報を分析する能力を有し、乗員による故障復旧を陸上から支援できること。

(10) 個別事項（検査・修理支援）

次の事項を実施できる体制等を有すること。

ア 本項第9号に基づく、品質管理、形態管理ができること。

イ 本項第9号に基づく、装備品、設計、検査、修理に係る情報を保有又は入手できること。

ウ 所属する総監部等（定係港）において、入きよを伴わない年次検査ができること（やむを得ず定係港で実施できない場合を含む。）。

エ 全ての総監部等において、修理等が実施できること。

(11) 個別事項（検査修理（定期検査、入きよを伴う年次検査））

F F Mの検査修理（専門業者が実施するものを除く。）実績又は能力を有し、不具合発生時、迅速かつ継続的に対応可能である者

なお、応募に当たっては、次を原則とする。

ア 検査修理対象艦船と同一の警備区域（本公示における「警備区域」とは、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）別表第4に定める警備区域とする。ただし、北海道及び青森県の区域並びに青森県と秋田県の境界線が海岸線と交わる点から270度に引いた線と青森県と岩手県の境界線が海岸線と交わる点から90度に引いた線との間にある北海道及び青森県の沿岸海域とする区域を横須賀警備区域から除き、当該区域については、大湊地区総監部が所掌するものとする。以下同じ。）に造船所を有すること。

イ 船体のほかに搭載武器等装備品に関し、次の各号が実施できること。

（ア）工程等各種管理

（イ）陸揚げ、搭載、調査、点検、修理、調整等（付帯工事を含む。）

（ウ）船体等及び武器相互間の接続工事等

ウ 当該艦船の検査修理に必要な次の設備又は同等の設備を有すること。

（ア）入きよ可能な船きよ（ソーナーピット、盤木調整の機能を有すること。）

（イ）クレーン等の工作設備

（ウ）ぎ装岸壁（大容量電力、特定周波数電源等の設備を含む。）

（エ）艦船搭載装備品等（武器を含む。）の関係工場

（オ）艦船搭載装備品（武器を含む。）の整備に使用する専用冶工具（当該整備に必要な場合）

（カ）資材倉庫（官給品保管庫、陸揚げ補給物品保管庫を含む。）

（キ）所要の乗員を収容可能なドックハウス

- (ク) 保全管理が可能な設備
 - (ケ) 「特別防衛秘密」、「特定秘密」、「重要経済安保情報」又は「装備品等秘密」に属する文書、図面及び物件を保管できる設備
 - (コ) 完成検査において必要とされる設備
- エ 当該艦船の検査修理に必要な次の要件に合致する技術者を所要数従事させる体制を有すること。
- (ア) 管理部門
安全、工程管理、品質保証、重量管理、保全に関する能力
 - (イ) 設計部門
防衛省船舶設計基準、自衛艦工作基準、防衛省規格等を踏まえ、搭載装備品の運用について、十分理解した上での設計能力を有すること。
 - (ウ) 修繕部門
自衛艦工作基準に基づき工作できること。

3 応募希望申請

応募希望者は、別紙様式の「応募希望申請書」及び第1号又は第2号に掲げる資料並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）の提出をお願いします。

- (1) 資格審査結果通知書（写）
- (2) 第2項第7号の競争参加資格を有していないものは、会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書並びに会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書及び内部統制システム整備状況の概要）

4 技術資料

第1項第1号及び2号は次に示す資料を、3号は次に示す資料に加え、別紙第2に示す技術資料の提出をお願いします。

- (1) 過去5年間における最新の同種契約実績（他官庁又は民間向け実績を含む。実績がない場合は省略可。）
- (2) 第2項第8号から第11号について確認ができる資料
- (3) 第2項第8号から第11号に規定する体制等を証明する資料
- (4) 下請企業に業務を一部委託する場合は、予定企業一覧表
- (5) 本事業に転活用可能で、価格低減を図れるような社内資産を有する場合は、それらを確認できる資料

ただし、前年度以降に同一の資料を提出し、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更がある場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した

書面及び変更部分に係る技術資料の提出をもって、第1号から第5号に示す資料を省略することができます。また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続における技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができます。

5 応募希望申請書及び技術資料の提出

(1) 提出先

海上自衛隊補給本部経理部契約課契約管理班契約企画係

〒114-8565

東京都北区十条台一丁目5-70

03-3908-5121（内線5637、5636）

(2) 提出期間

令和7年12月24日（水）～令和8年1月23日（金）

なお、上記の期間にかかわらず、新たに体制、設備等が整った場合は応募することができます。

ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがあります。

(3) 提出方法

直接持参、郵送又はメール

持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分（正午から午後1時までを除く。）

メールで送信したい場合は、事前に補給本部経理部契約課契約管理班契約企画係に送信先を確認してください。

(4) 提出部数

応募希望申請書等1部

技術資料1部

（第3項に定める会社の財政状況・経営成績を証する書類は1部）

6 技術資料の審査等

提出いただいた技術資料について補足の説明が必要又は追加資料の提出が必要と判断される場合、ご協力をお願いすることがあります。

7 審査結果の通知等

公募実施権者は、資格審査結果、技術審査結果を応募希望者に通知します。

8 疑義の申立

- (1) 審査結果に疑義のある応募希望者は、公募実施権者に対して、当該疑義の内容について、審査結果の通知を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができます。
- ア 窓 口
第5項第1号に同じ。
- イ 時 間
持参する場合は土、日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 公募実施権者は、疑義について説明を求められた場合は、疑義の申立の書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に、説明を求めた応募希望者に対して書面で回答します。
- (3) 疑義の再申立については、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、公募実施権者は、疑義の再申立の書面を受理した日の翌日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に、説明を求めた応募希望者に書面で回答します。

9 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募希望者は、次の各号について同意した上で応募をお願いします。
- ア 提出資料に虚偽の記載をした応募希望者の応募は無効とします。
- イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった応募希望者、業態調査に協力しなかった又は妨害した応募希望者の応募は無効とします。
- ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することがあります。
- エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募希望者の負担となります。
- オ 提出資料は、原則として返却しません。
- カ 提出書類は、他の目的に使用しません。
- キ 提出資料に、受注の可否に影響のある変更が生じた場合は、速やかに報告してください。
- ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではありません。
- (2) 資料等の提出に当たっては、製本等、過剰な編てつは必要ありません。
- (3) 調達品目の仕様に関する問合せを、補給本部経理部契約課契約管理班契約企画係に行うことができます。

10 その他

補本公示06-3第12号（令和6年3月5日）は、令和8年3月31日をもって廃止します。

添付書類：別紙第1・別紙第2
別紙様式

艦船（F F M）の検査・修理等工事

艦種	艦 型	募集区分		所属する総監部等（定係港）				
		技術補給支援業務委託	検査・修理支援	横須賀	呉	佐世保	舞鶴	大湊
F F M	「もがみ」型	○※ 1	○※ 2	○	○	○	○	○
		検査修理（定検、入きよを伴う年次検査）		横須賀	呉	佐世保	舞鶴	大湊
		○※ 3 ※ 4		○	○	○	○	○

- ※ 1 技術管理、整備計画立案、リモートメンテナンス、検査・修理支援及び検査修理に対する支援、修理用部品の調達支援
- ※ 2 工程管理、安全管理、品質管理、形態管理、乗員整備支援、状態監視、不具合調査、造修整備実績データ入力、乗員整備用部品の輸送、乗員要望聴取、造修整備用器材の校正検定、定係港における入きよを伴わない年次検査（やむを得ず定係港で実施できない場合を含む。）、入きよを伴う年次検査及び定期検査における機能及び性能の維持に関する品質管理、全ての総監部等における修理等
- ※ 3 定期検査及び入きよを伴う年次検査における機能及び性能の維持に関する品質管理並びに計画外造修整備を除く。
- ※ 4 検査・修理支援の技術協力を得て、検査修理が履行可能なこと。

技術資料作成要領

次に示す事項について、該当する項目順に従い、提出すべき技術資料を作成するものとする。

1 応募艦種、艦型及び工事種別

2 設備等

(1) 設備

ア 入きよ可能なドック

設備規模、付帯設備及び機能に関すること。

(例：最大長、最大幅、深さ、総トン数、ソーナーピット、プロペラピット等)

イ 修理岸壁

設備規模、付帯設備及び機能に関すること。

(例：長さ、水深、クレーン能力、接岸可能船総トン数等)

ウ 工場

設備規模、付帯設備及び機能に関すること。

(例：床面積(m²)、クレーン(t)及び主要設備能力等)

エ 保全管理設備

設備規模、付帯設備及び機能に関すること。

(例：官給品保管倉庫床面積(m²)及び専用保全設備等)

オ 専用器材等

専用治工具類の保有状況に関すること。

カ 乗員設備

設備規模、付帯設備及び機能に関すること。

(例：ドックハウス容量(人)及び事務所床面積(m²)等)

キ 完成検査設備

完成検査において必要な設備に関すること。

(2) 検査・修理体制等 (品質管理体制、安全管理体制及び保全管理体制を含む。)

ア 検査・修理体制

職制機能図、社内・社外(協力企業)、協業体制及び官側との連絡体制に関すること。

イ 人員構成 (経験年数を含む。)

設計(管理、計画、船殻、船体ぎ装、機関、電気、武器、電波及び武器ぎ装)、修理(管理、計画、船きよ、修繕、ぎ装内業、船装、機械、武装及び工作)、品質管理、安全管理及び保全管理に関すること。

ウ 技術者レベル

統括者、技術統括者、システム技術者、専門技術者、作業長及び作業員の

- 技術レベルに関すること。
 - エ 技術援助協定等
検査修理に関する技術援助協定等に関すること。
 - オ 要員養成等
 - (3) 技術資料の蓄積等
 - ア 検査修理実績等に基づく応募艦型に係る技術資料の蓄積要領及び蓄積状況
 - イ 当該技術資料の管理要領
 - ウ 当該技術資料から次期工事の品質確保に係る態勢整備の要領及び整備状況
 - エ 当該技術資料から次期工事に対する官側への提案要領及び提案状況
 - (4) 検査・修理支援実施者との連携状況
- 3 根拠法規等
法的資格、法令に基づく認可に関すること。
- 4 一部業務委託
- (1) 予定企業一覧に関すること。
 - (2) 予定企業の設備及び体制等に関すること。

(記入例)

〇〇. 〇〇. 〇〇

海上自衛隊補給本部経理部長 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

応募希望申請書

件 名：艦船（FFM）の検査・修理等工事

公示番号：補本公示08—3第5号

艦種	艦 型	募集区分		所属する総監部等（定係港）				
		技術補給支援業務委託	検査・修理支援	横須賀	呉	佐世保	舞鶴	大湊
FFM	「もがみ」型	〇※1	〇※2	○	○	○	○	○
		検査修理（定検、入きょを伴う年次検査）		横須賀	呉	佐世保	舞鶴	大湊
		〇※3 ※4		○	○	○	○	○
		【備考欄】※4の場合、具体的な被技術協力内容を記載すること。						

- 添付書類：1 資格審査結果通知書（写し）
2 令和〇〇年〇月期有価証券報告書及び監査報告書
3 技術資料一式

「もがみ型」公示の募集区分と契約に係る補足説明

艦船（F F M）の検査・修理等工事

募集区分		所属する総監部等（定係港）				
技術補給支援業務委託	検査・修理支援	横須賀	呉	佐世保	舞鶴	大湊
○※1	○※2	○	○	○	○	○
検査修理（定検、入きよを伴う年次検査）		横須賀	呉	佐世保	舞鶴	大湊
○※3 ※4		○	○	○	○	○

支援が可能な定係港に応募

検査修理が可能な定係港に応募

